

ご存知ですか？

せいねんこうけん

成年後見制度



リーガルサポート

LEGAL SUPPORT

成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。

いつも、あなたのそばに。



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

制度紹介

1 ページ

木村家の人々

2 ページ

1 成年後見制度って、なに？

2 どのように支援するの？

3～6 ページ

3 チャートでわかる利用手順

7 ページ

4 成年後見登記制度

8～9 ページ

5 成年後見制度と関連する制度

1 介護保険制度

2 新しい障害者福祉制度

3 成年後見制度利用支援事業

4 公益信託 成年後見助成基金

5 日常生活 自立支援事業

6 市民後見人 市町村による育成事業

7 後見制度支援信託 制度をめぐる新たな動き

10～11 ページ

1 私たちと成年後見制度

1 リーガルサポートの誕生

2 成年後見制度における司法書士の活躍

3 リーガルサポートは元気うちからトータルなサービスを提供します

12 ページ

2 成年後見制度を安心してご利用いただくための工夫

13 ページ

3 リーガルサポートのしくみと組織

14 ページ

4 その他の活動 成年後見制度普及活動

組織紹介

成年後見制度って、なに？

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

- 1 ひとり暮らしの老後を安心して過ごしたい。高齢者施設などに入所するための契約をしたり、入所費用を払ってもらいたい。併せてこれまで経営してきたアパートの管理もお願いしたい。できれば今から頼みたい。
- 2 初期のアルツハイマー病を発症。今ひとり暮らしだが、自分の意思で悔いのない人生を送りたい。
- 3 使うはずもない高額な健康器具など頼まれるとつい買ってしまおう。
- 4 私たち夫婦が亡くなった後、知的障害のある子の将来が心配。その子のために財産を残す方法やその使い方、施設への入所手続きなどどうしたらいいの？
- 5 認知症の父の不動産を売却して父の入院費にあてたい。
- 6 寝たきりの父の面倒をみて財産管理をしてきたが、他の兄弟から使い込みを疑われている。
- 7 老人ホームにいる母の年金を勝手に使ってしまう兄に困っている。

こんな時に
利用できます

2 どのように支援するの？

花子さんに代わって適切な価格でふとんを購入するための交渉をしたり（代理権）、花子さんが一人で買ってしまったら、取り消す旨を伝えたり（同意権・取消権）して、花子さんが不利益を被らないように支援します。
この場合、花子さんの希望を尊重し（自己決定の尊重）、生活状況、体力や精神状態など配慮して（身上配慮義務）、花子さんにとって最も良い方法を選んでおこなうことになります。

判断能力が衰える前

「こんな時に利用できます」
1～2の場合

“任意後見制度”が利用できます

今、将来のために、[支援する人]・[支援内容]を決めておきます。将来望みどおりの支援を受けることができます。保険みたいですね。

判断能力が衰えた後

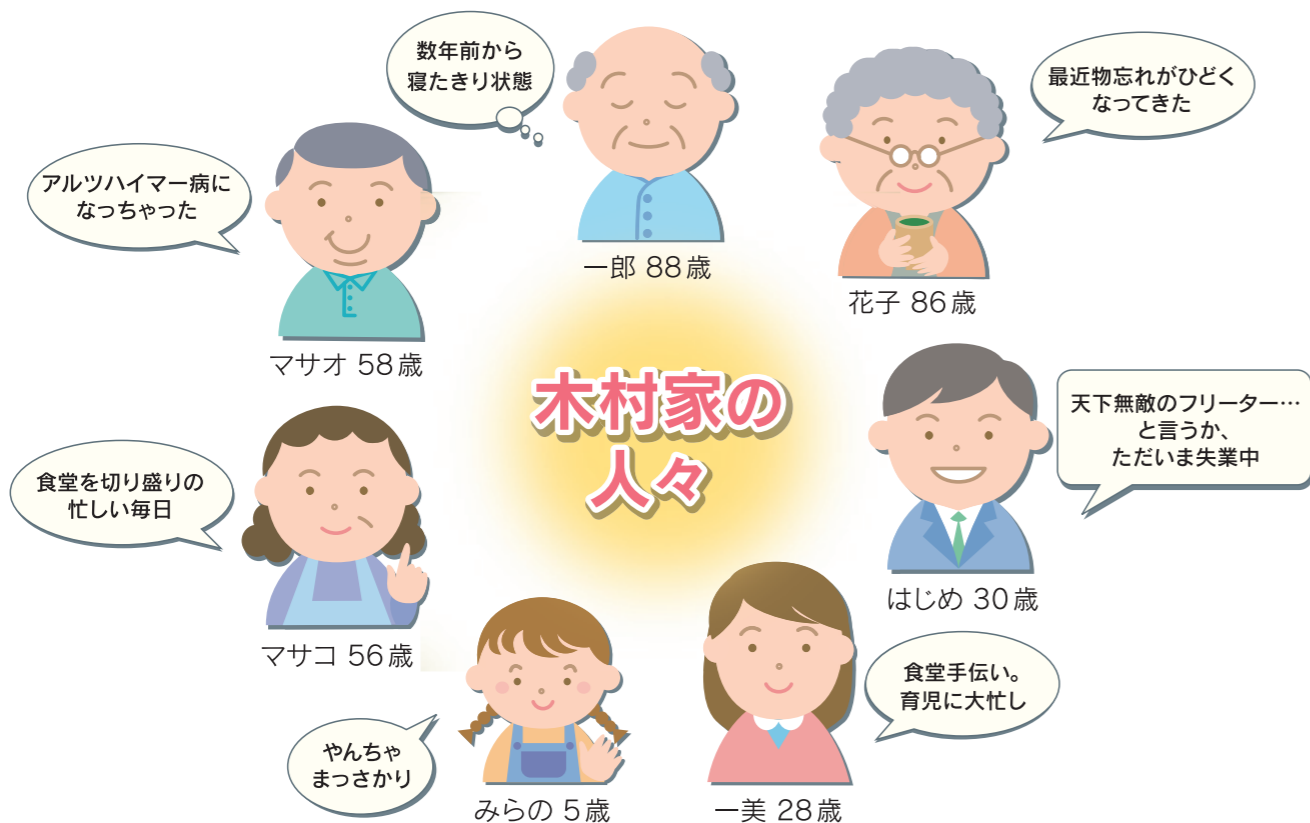
「こんな時に利用できます」
3～7の場合

“法定後見制度”が利用できます

支援がどこまで必要なかによって「補助」・「保佐」・「後見」の三つの利用の仕方があります。柔軟に工夫出来るので、利用する人にあつたメニュー作りが重要です。

チャートで、もっともふさわしい利用手順をみてみましょう

横浜市で食堂を営む木村マサコさん一家。
寝たきりの父や物忘れがひどくなってきた母をかかえる7人4世代の大家族です。



ある日、家族が外出から帰ると、部屋の中に新しい羽ぶとんが置いてあります。留守番をしていた花子おばあちゃんにたずねてみると、「よくわからないけど親切なお兄ちゃんがきて『これを使って。寝心地がいいよ。』とふとんをおいていった。」とのこと。よく見ると傍らには羽ぶとん購入の契約書が(代金40万円)・・・

ガーン
一同大騒ぎ!! どうなる木村家!!



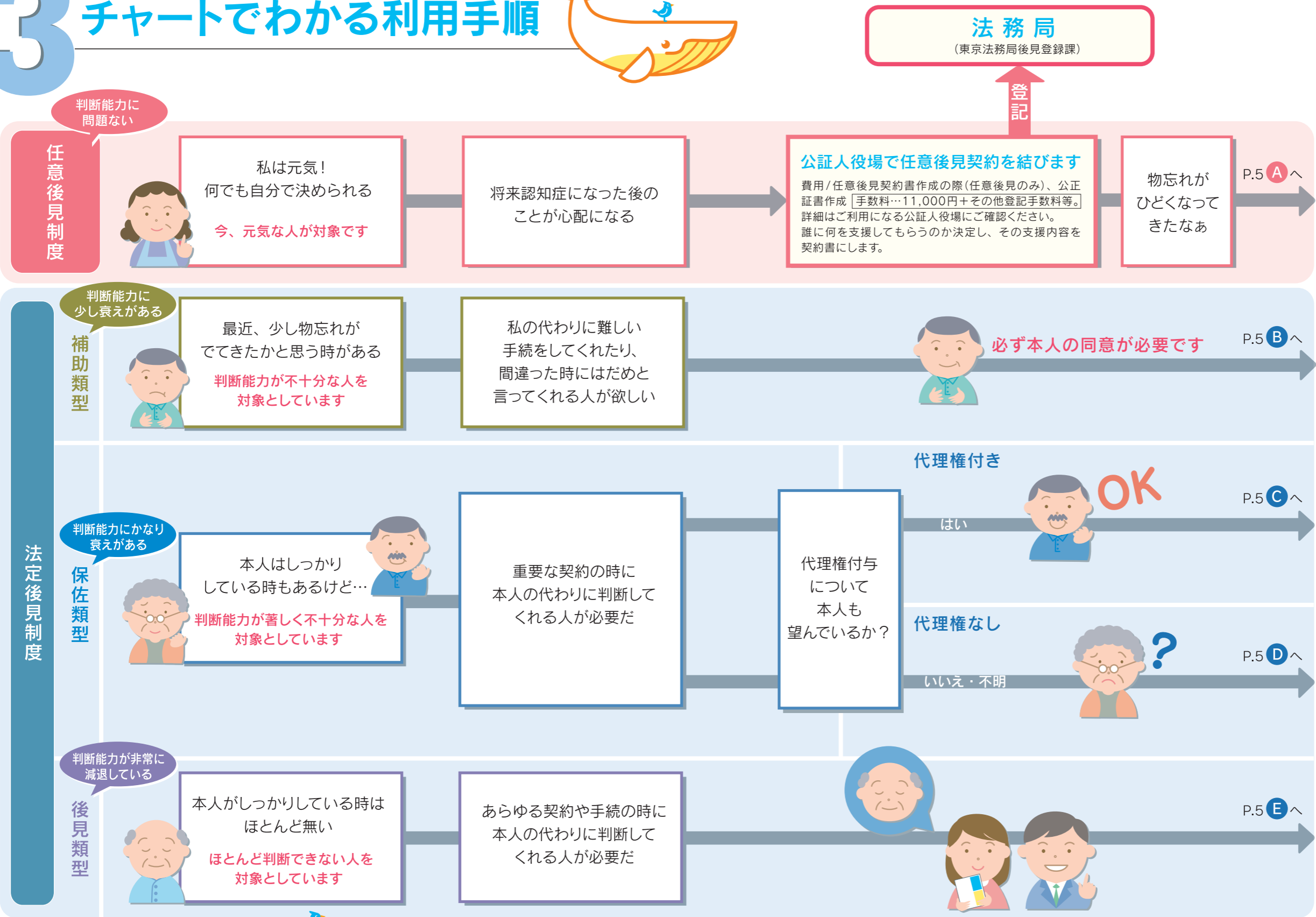
私たちは契約を前提とする社会に生きています。スーパーで魚や肉を買うのも契約です。契約をするには、自分の行為の結果がどのようになるのか判断できる能力が必要となります。木村花子さんは「よくわからないけど」40万円もするふとんを買ってしまいました。このように判断能力が不十分な場合、そのことによって不利益を被ってしまうおそれがあります。そうならないように支援するための制度が成年後見制度です。

マサコ立ち上がる !!!

このままではいけない! 一郎おじいちゃんや花子おばあちゃん・・・そして夫のことが心配。マサコは成年後見制度の利用をおもいつき、リーガルサポートに相談にいきました。



3 チャートでわかる利用手順



家庭裁判所 その1

申立

- 申立出来る人**
本人・配偶者・4親等内の親族等。
身よりのない方の場合には市町村長にも法定後見開始の審判の申立権が認められています。
- 必要なもの**
申立書・戸籍謄本・住民票・診断書等
- 費用**
〈申立手数料〉
1件800円の収入印紙
〈登記手数料〉
2,600円分の収入印紙
〈通信費〉
切手(各家庭裁判所で異なります)

なお、申立書の作成や申立手続を司法書士や弁護士に依頼する場合は、その司法書士・弁護士に報酬を支払う必要があります。(申立書の作成や申立手続を業務としてできるのは司法書士と弁護士だけです)

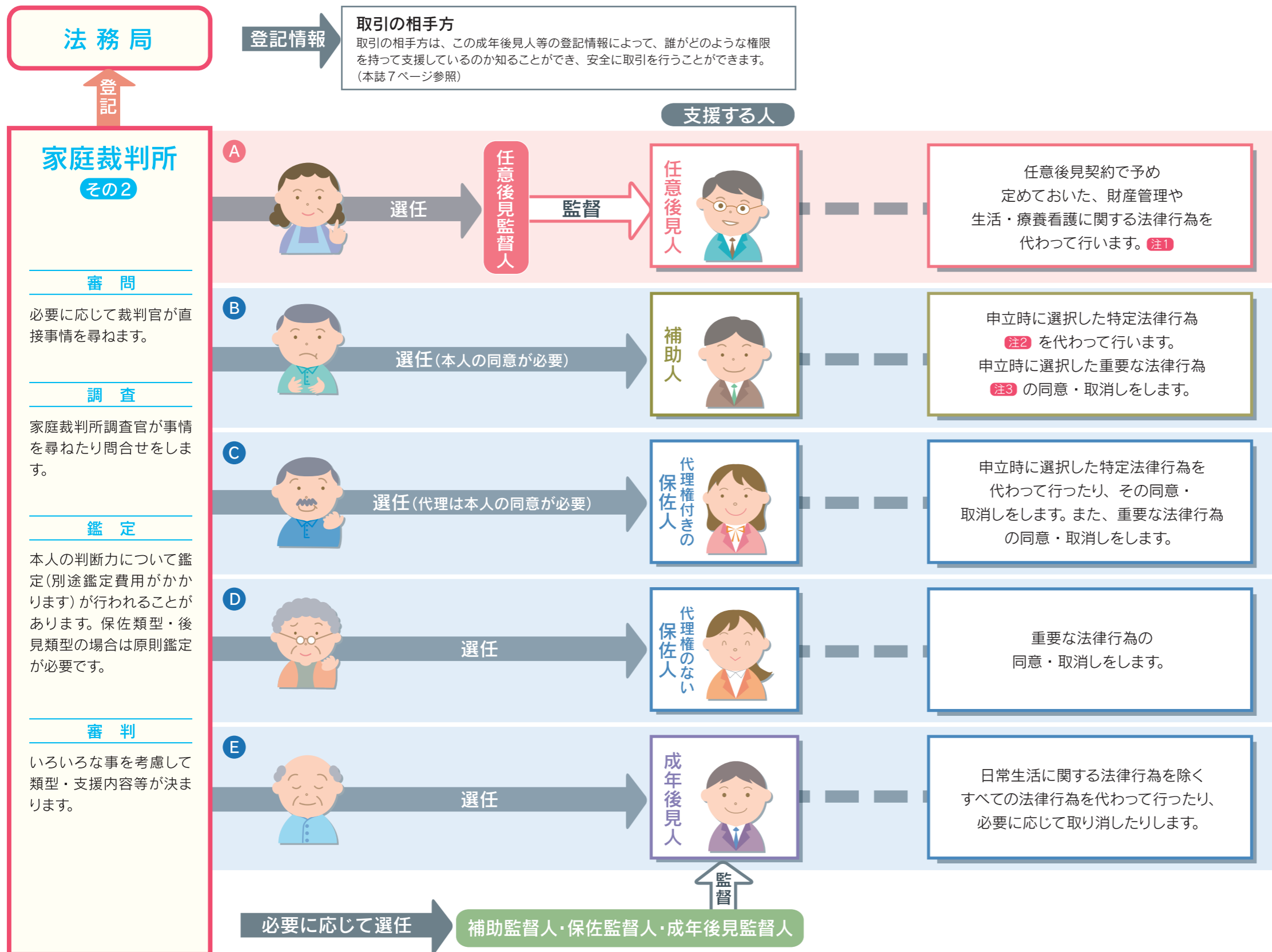
リーガルサポートは、このようにお手伝いします。

まずご相談ください
お話を伺いながら、一番ふさわしいと思われる方法を提案します。詳しくは、最寄りの支部にお問い合わせください。

任意後見契約を結びたい場合
・契約書を作るためのアドバイスをします。
・ご希望があれば、将来あなたを支援するリーガルサポートの会員をご紹介します。
・元気なときからの支援も可能です。

家庭裁判所への申立
お話を聞いて、家庭裁判所に提出する書類を作成します。皆様に支援する成年後見人等の候補者になります。

次のページで家庭裁判所からの流れを見てみましょう



- 注1** 財産の管理に関する法律行為…例えば、預貯金の管理、不動産等の売買契約や賃貸借契約の締結、遺産の分割等があります。生活・療養看護に関する法律行為…例えば、介護契約・施設入所契約・医療契約の締結等があります。
- 注2** 特定法律行為…本人の生活、療養看護および財産に関する法律行為であれば何でもよく、要介護認定の申請や介護契約の締結等も含まれます。
- 注3** 「重要な法律行為」…民法第13条第1項で定められている次の行為をいいます。
- ① 貸金の返済や預金の払戻しを受けること。
 - ② 金銭を借り入れたり、保証人になること。
 - ③ 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
 - ④ 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
 - ⑤ 贈与すること、和解・仲裁契約をすること。
 - ⑥ 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
 - ⑦ 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
 - ⑧ 新築・改築・増築や大修繕をする契約をすること。
 - ⑨ 一定の期間を超える賃貸借契約をすること。
- 成年後見制度を利用しても、日用品の購入やその他日常生活に関する法律行為は本人が単独でできます。
 - 本人が居住している建物やその敷地を、売却や賃貸などする場合には、家庭裁判所の許可が必要です。
 - 法定後見人への報酬は裁判所が決定します。



選任
選任は家庭裁判所がおこないます。私たちは全国の家庭裁判所に後見人等候補者名簿を提出しています。私たちは第三者後見人を供給する団体としては、日本最大の公益社団法人です。

支援活動
私たちが成年後見人になった場合
・裁判所の監督に加えリーガルサポートも監督します。
・成年後見業務専門の組織の一員です。

TOPIC
被後見人の選挙権が回復しました
平成25年5月27日、「成年被後見人は選挙権を喪失する」と定めていた公職選挙法の一部が改正され、全ての成年被後見人が選挙権・被選挙権を有することとなりました。

次は、成年後見登記制度などについてです

4 成年後見登記制度

法定後見制度や任意後見制度の利用の内容、成年後見人の権限や任意後見契約の内容などを登記する制度です。

この登記情報を知ること、判断能力の衰えた方とも安全に取引が出来ます。

【登記事項証明書】

どのような内容の登記がされているか知りたいときは、「登記事項証明書」を取得します。

例えば、介護サービスの提供契約などを結ぶ際に、これを見ることで、誰がどのような権限を持った後見人等であるのかわかるので、安心して契約できます。

【登記されていないことの証明書】

成年後見制度を利用していないことを調べるには「登記されていないことの証明書」を取得します。

契約の相手方が成年後見制度を利用している場合、後で取り消されることがあります。

証明書の取得方法と費用

取得方法

〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎
東京法務局 民事行政部 後見登録課
TEL03-5213-1234 (代表)のほか
全国50か所の法務局の窓口で取得できます。
東京法務局では郵便でも取得(交付請求)できます。
(返信用封筒・切手同封のこと)

交付請求が出来る人

本人・配偶者・4親等内の親族・成年後見人等
(注意:取引の相手方は請求できません)

費用

登記事項証明書 (1通 収入印紙 550円)
登記されていないことの証明書
(1通 収入印紙 300円)



5 成年後見制度と関連する制度

5



1. 介護保険制度

急速な高齢化に伴う要介護者の増加に対応するため、介護を社会全体で支えようとする制度です。

- 介護サービスの費用負担につき、社会保険方式を採用しています。
- 介護サービスの提供を受けるには、契約が必要です。

従来の措置制度を改め契約方式を採用したため、判断能力が低下した高齢者が介護サービスを受けるためには誰かが代わって契約を締結する必要があります。そのため、成年後見制度と密接な繋がりを持ちます。

2. 新しい障害者福祉制度

障害者総合支援法(旧・障害者自立支援法)のもと、知的障害者、精神障害者、身体障害者が自分の意思で選択した福祉サービスを利用し、自立した社会生活を送れるようにしようという制度です。障害者が福祉サービスの利用契約をする場合にその契約内容などを判断することが難しいときには、誰かが代わって契約を締結する必要が生じることから、成年後見制度と密接な繋がりを持ちます。

3. 成年後見制度利用支援事業

福祉サービスの提供等を受けたくても、成年後見制度が利用できないと契約できない場合があります。経済的理由等でこのようなことのないように、費用の全部又は一部を助成する厚生労働省の事業です。この事業を利用するためには、いくつか条件があります。

- 福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない認知症高齢者や知的障害者等(ただし、認知症高齢者については、必須事業でなく任意事業です。)
- 市町村長が後見等の開始の審判の申立てをする必要がある場合(本人に身寄りがないか、あっても音信不通の場合)
※2008年に市町村長申立てでなくても支援の対象となりましたが、現在も市町村長申立てを要件としている市町村があります。
- 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの

4. 公益信託 成年後見助成基金

リーガルサポートが呼びかけて、全国の司法書士や多くの方々の協力を得て設定した基金です。リーガルサポートとは別の機関として運営され、成年後見制度の利用にかかる費用の全部又は一部(主として、成年後見人等の報酬)が助成されることが可能になります。本人の資産、収入が乏しいため、後見事務の内容に照らして適正な報酬が支払われないような案件の場合に助成を受けることができ、介護サービスの利用や市町村長の申立てを前提とはしていません。ただし、親族以外の第三者が成年後見人等に就任したときに限られます。

5. 日常生活自立支援事業

軽度の認知症の症状のある高齢の方、知的障害・精神障害のある方のために福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理・書類等の預りサービスを行うために、全国の社会福祉協議会が実施している事業です。この事業を利用するためには社会福祉協議会と契約を結ぶ必要があり、ある程度の判断能力が必要となります。また、成年後見制度と異なり、サポートできる範囲が限られています。

6. 市町村による市民後見人育成事業

成年後見制度による支援を受ける方(本人)と同じ地域に生活する一般市民(司法書士、弁護士、社会福祉士等の専門家ではない個人)が、本人の後見人(市民後見人)となり、本人の権利擁護活動をしています。

市民後見人という言葉に明確な定義があるわけではありませんが、最高裁判所事務総局家庭局が取りまとめる統計「成年後見関係事件の概況」※においても平成23年からその存在が認められています。また、平成28年4月に成立した成年後見制度の利用の促進に関する法律では市町村が市民から後見人を育成して活用を図ることが明記され、これからの市民後見人の活躍が期待されています。

※P.10「2成年後見制度における司法書士の活躍」参照

7. 後見制度支援信託

本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託して、払出しには家庭裁判所の発行する指示書を必要とする仕組みのことです。家庭裁判所の関与がなければ払い戻せない財産ができ、本人の財産の保護を簡易・確実に行うことができます。後見制度支援信託は、家庭裁判所から制度利用を検討するよう指示があった場合に、専門職後見人がその判断に基づき信託契約を締結することによって利用することができます。

制度をめぐる新たな動き

1. 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月13日施行)は、制度の利用の促進のために11の基本方針を定めています。そして、3年以内を目途に具体的な措置を講ずるとしています。

〔11の基本方針〕

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ①保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討 | ⑤任意後見制度の積極的な活用 |
| ②本人の権利制限に係る制度の見直し | ⑥国民に対する周知等 |
| ③医療等に係る意思決定が困難な本人への支援等の検討 | ⑦地域住民の需要に応じた利用の促進 |
| ④本人の死亡後における後見人等の事務の範囲の見直し | ⑧地域において後見人等となる人材の確保 |
| | ⑨成年後見等実施機関の活動に対する支援 |
| | ⑩関係機関等における体制の充実強化 |
| | ⑪関係機関等の相互の緊密な連携の確保 |

2. 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成28年10月13日施行)による主な改正点は、次の3点です。

- 家庭裁判所が審判で決定すれば、本人あての郵便物を、6か月以内の期間を定めて、成年後見人のもとに転送(回送)してもらえるようになりました。
- 本人あての郵便物を成年後見人が受け取ったときは、成年後見人が開封できることが明確になりました。
- 本人が死亡した場合、その相続人が相続財産を管理することができるまで、成年後見人は以下の保存行為ができるようになりました。ただし、相続人が反対した場合はこの限りではありません。
 - 相続財産である特定の財産の保存に必要な行為。
 - 相続財産である債務(弁済期が到来しているもの)の弁済。
 - 遺体の火葬や埋葬に関する契約、その他相続財産の保存に必要な行為。ただし、この③だけは、家庭裁判所の許可を得なければなりません。

次に私たちリーガルサポートの組織をご紹介します

1 私たちと成年後見制度

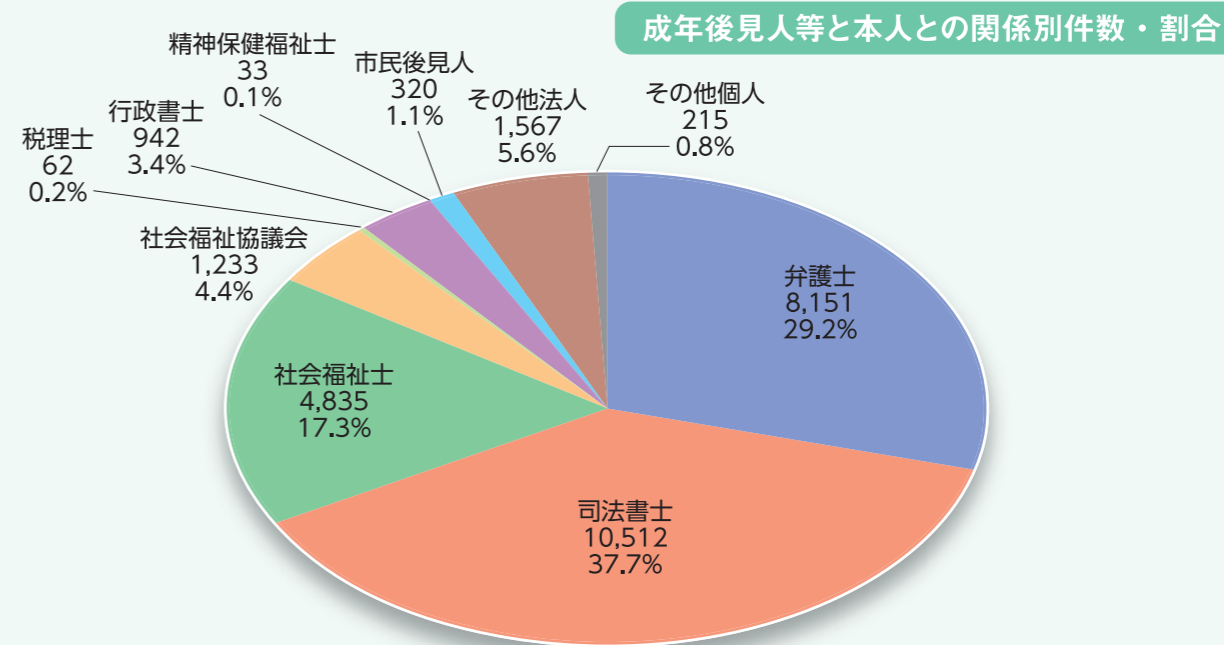
1 リーガルサポートの誕生

日本司法書士会連合会では1995年2月に市民対象のシンポジウムを行いました。ここで私たちは高齢者の様々な問題を認識し、改めて新制度の必要性を感じました。翌年には、判断能力の衰えた方を支援する人(後見人)を養成し供給する組織「財産管理センター」構想を発表し、自治体や福祉関係者等に大きな反響を呼ぶことになりました。その後、成年後見先進国であるカナダ・アメリカ・ドイツの制度を視察し、新しい権利擁護システムを模索すると同時に、全国各地の司法書士会でシンポジウムを次々に開催し、その必要性を訴えてまいりました。こうして司法書士は、次第に高齢者や障害者の権利擁護活動を行う専門家として認知されてきました。そして、私たちが求めていた新しい権利擁護システムが新しい「成年後見制度」として2000年4月1日にスタートするのに先駆け、1999年12月22日にこの制度を支援する担い手として誕生したのが、「成年後見センター・リーガルサポート」です。各都府県に一つずつ(北海道は4つ)、合計50の支部を設置し、それぞれの地域の実情を反映した活動を行っています。また本人の希望を『ライフプラン』として作成し、より本人の意思に添った支援を心がけています。



2 成年後見制度における司法書士の活躍

司法書士は、親族以外の第三者後見人として、最も多く選任されている専門職です。



最高裁判所 平成30年「成年後見関係事件の概況」より

成年後見制度を安心して ご利用いただくための工夫

3 リーガルサポートは元気なうちからトータルなサービスを提供します

成年後見制度は判断能力が衰えてから利用できる制度ですが、自分や家族の将来に不安がある場合や少し手伝ってほしいと思うことがある場合でも、成年後見制度を利用した将来に備えた提案をすることができます。このような場合にもリーガルサポートにご相談ください。

元 気



● 今を大切に!

「任意代理契約^{注4}」で支援。難しい契約や財産管理等で悩むことなく、楽しい人生をおくれるように、あなたの今をサポート。

● 将来に備える! その1

「任意後見契約」で支援。もしも認知症になってしまったら…

その時の生活を一緒に考えあなたの将来をサポート。

● 将来に備える! その2

「死後事務委任契約」・「遺言書」作成を支援。最後の自己決定のための法的アドバイス。残された方々に自分の気持ちを伝えましょう。

^{注4} あわせて任意後見契約の締結が必要です。

判断能力の衰え



● 任意後見人として支援

希望した生き方の実現。あなたに代わって、任意後見監督人やリーガルサポートが不正行為が無いように任意後見人をチェックします。

● 元気なときに準備を忘れていても大丈夫!

法定後見制度を利用して、あなたの財産をあなたのために守ります。

死 亡



● あなたの最後の意思を実現しましょう

死後事務委任契約で、お葬式や埋葬を支援します。遺言書で遺言執行者に指定された場合は、遺言執行者となって、あなたに代わってあなたの想いを叶えます。



そして天国から



● 知的障害のある子がいる場合など、その子の将来が心配です

障害者も契約社会の中で生きていくことになります。その子を見守り、無事に人生をおくれるように法定後見制度などの仕組みを利用してサポートします。



成年後見制度は「自己決定を尊重」して支援する制度ですが、そのことを正しく理解して支援しなければ目的は達成されません。

私たちは、福祉や医学分野にまで及ぶさまざまな研修を受けた法律実務家である司法書士を成年後見人等として送り出しています。さらに依頼者が安心して後見事務などを任せられるように次のようなしくみにしています。

後見人等候補者名簿

- 一定の研修を履修した会員だけがこの名簿に登載されます。さらに、2年ごとに新しい研修を履修しなければ名簿から抹消されることになっています。名簿登載した会員が一定の水準を保っていることを保証するものです。
- この名簿は家庭裁判所に提出されており、名簿の中から選任された後見人等が全国各地で活躍しています。
- 成年後見制度を安心して利用していただくために、お住まいの地域にある支部が「後見人等候補者名簿」の中から後見人等を紹介させていただきます。
- 後見人等候補者名簿に登載されている会員には、「登載証明書」を発行しています。

管理指導体制

- 後見人になった会員は、定期的にリーガルサポートに業務報告をおこない、指導監督を受けています。さらに学識経験者等を中心メンバーとする業務審査委員会があり、この委員会の意見が指導監督に反映されます。
- 業務の適正を確保するため、理事のうち約3分の1は司法書士以外の有識者です。

さまざまな出来事に備えるために

- 成年後見制度を実践していく過程で、日常的に様々な問題が生じます。これらについては、業務相談委員会を設置し、研究するとともに、各地の情報を集積しています。

身元保証と成年後見

- 高齢者の入院や施設入所に際し、身元保証人を求められることが多くあります。このような時に成年後見制度を利用することで、身元保証人がいなくても入院や施設入所ができるケースが増えてきています。また、入院後、施設入所後も成年後見人等の支援を受けることで本人の権利が守られることになります。

法人として直接支援

- 支援を受ける人が若い方の場合、または、居住地を変える予定があったり、財産が各地に散在している場合には、一人の後見人で支援することが困難な場合もあります。リーガルサポートが法人として後見人になり、全国各地の会員を活用して、継続的に広範囲に支援いたします。

後見人等の報酬

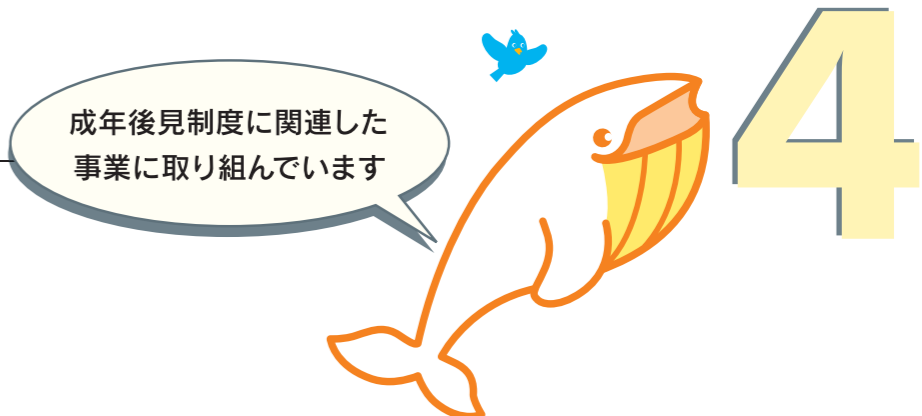
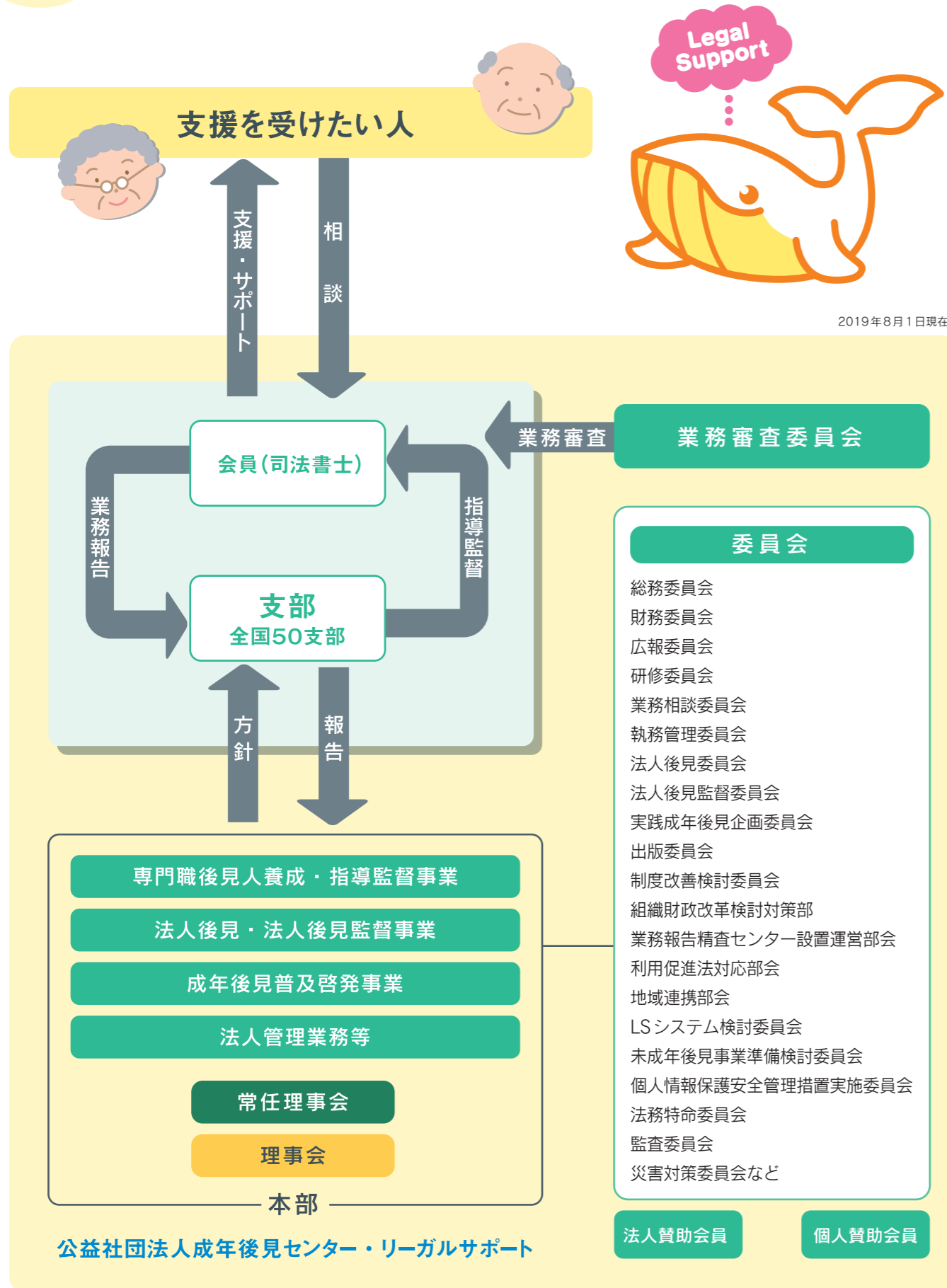
【法定後見の場合】

家庭裁判所が、被後見人等の資力その他の事情によって、妥当な報酬額を決定し、被後見人等の財産の中から、後見人等に付与します。

【任意後見の場合】

支援する内容等を考慮してお互いの話し合いで決めます。

担当会員と十分話し合いの上決定してください。



成年後見制度普及活動

親族や市民の方を対象とした成年後見人養成講座の開設

リーガルサポートでは、会員が後見人等になって高齢者、障害者等を支援することを主な仕事としていますが、親族や市民の方が後見人等になることもあります。親族や市民の方が後見人等になった場合でも、法的知識の不足によって適正な支援ができないことのないように、親族や市民の方を対象とした成年後見人養成講座を開設しています。

高齢者・障害者のための成年後見相談会

老後の不安や、知的障害者の親亡き後の問題、さらに介護保険制度・障害者総合支援法の下での制度・いろいろな助成・日常生活自立支援事業・・・そして成年後見制度。どれを見ても複雑で、「それでは私はどうすればいいの?」とお思いになったことはありませんか。

そのような疑問などにお答えするため、リーガルサポートでは、毎年全国の各都道府県にある支部で、無料の「成年後見相談」を実施しています。成年後見制度に限らず高齢者、障害者等の権利の擁護に関するいろいろな相談に応じています。支部によって実施期間、実施方法は異なりますが、相談していただければあなたの答えが見つかるはずです。電話での無料相談や定例の無料面談相談会を実施している支部もありますので各支部にお問い合わせください。

講師等の派遣

成年後見制度は、判断能力が衰えた人を法的に支援する制度ですが、この制度を理解していただくために、全国の各都道府県の支部では、シンポジウムや講演会へ、講師や相談員を派遣しています。お気軽にご相談ください。

シンポジウム等の開催

この制度をもっと使いやすくするため、研究者やこの制度を支える人たちと研究を重ね、毎年度シンポジウムを開催しています。また、各支部でも、各地の状況に応じて、いろいろな形のシンポジウムや公開講座を企画実施しています。

低所得者でも利用できる制度とするために

所得が少ないと成年後見制度の利用が困難になることがあります。リーガルサポートは全国の司法書士や多くの方々の協力を得て「公益信託 成年後見助成基金」を設けました。(本誌8ページ参照)

最新の情報を提供

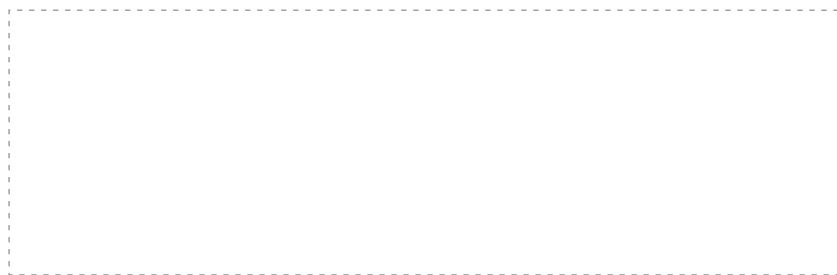
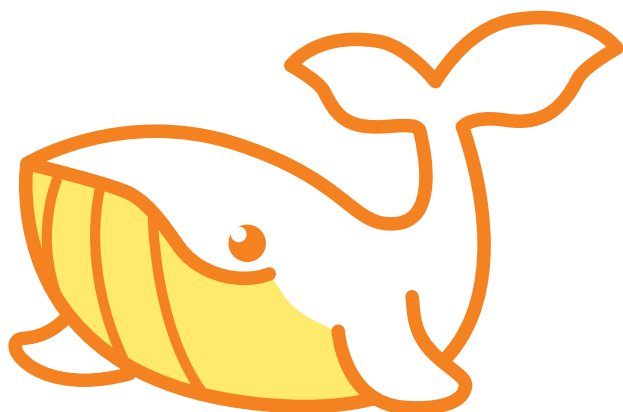
ホームページ (<https://www.legal-support.or.jp>) にて最新の情報を提供しています。

成年後見(せいねんこうけん)センター・リーガルサポートとは？

成年後見センター・リーガルサポートは、成年後見業務を行う司法書士の団体です。各都府県に1つずつ（北海道は4つ）、合計50の支部があります。

司法書士は、これまで、重要な権利の保護や民事紛争の解決など、皆様のそばで、身近な暮らしの法律家としての役割を果たしてきました。家庭裁判所から既に多くの会員が後見人等に選任され、法律家としてのノウハウを生かして、全国で活躍しています。

また、成年後見相談会や常設の成年後見相談も行っておりますので、ぜひお気軽に、最寄りの支部にご相談ください。



公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
<https://www.legal-support.or.jp/>



リーガルサポートのホームページには、音声読み上げ機能があります！

お問合せはお近くの支部まで

HP マークのある支部にはホームページがあります

リーガルサポート

検索

札幌支部	011-280-7078	HP	静岡支部	054-289-3999		山口支部	083-924-5220	HP
函館支部	0138-27-2345	HP	山梨支部	055-254-8030	HP	岡山県支部	086-226-0470	HP
旭川支部	0166-51-9058		ながの支部	026-232-7492	HP	鳥取支部	0857-24-7013	HP
釧路支部	0154-41-8332		新潟県支部	025-244-5141		しまね支部	0854-22-1026	
宮城支部	022-263-6786		愛知支部	052-683-6696	HP	香川県支部	087-821-5701	HP
ふくしま支部	024-533-7234		三重支部	059-213-4666		徳島支部	088-622-1865	HP
山形支部	023-623-3322		岐阜県支部	058-259-7118		高知支部	088-825-3141	
岩手支部	019-653-6101		福井県支部	0776-36-0016		えひめ支部	089-941-8065	
秋田支部	018-824-0055		石川県支部	076-291-7070		福岡支部	092-738-1666	HP
青森支部	017-775-1205		富山県支部	076-431-9332		佐賀支部	0952-29-0626	
東京支部	03-3353-8191	HP	大阪支部	06-4790-5643	HP	長崎支部	095-823-4710	
神奈川県支部	045-640-4345	HP	京都支部	075-255-2578	HP	大分支部	097-532-7579	
埼玉支部	048-845-8551	HP	兵庫支部	078-341-8686	HP	熊本支部	096-364-2889	HP
千葉県支部	043-301-7831	HP	奈良支部	0742-22-6707	HP	鹿児島支部	099-251-5822	
茨城支部	029-302-3166	HP	滋賀支部	077-525-1093		宮崎県支部	0985-28-8599	
とちぎ支部	028-632-9420	HP	和歌山支部	073-422-0568	HP	沖縄支部	098-867-3526	
群馬支部	027-224-7771	HP	広島県支部	082-511-0230		本部	03-3359-0541	HP

当法人と類似名称を使用する団体があります。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートであることをご確認の上ご利用ください。